

一 諸役人御用相談之儀、我意を不立様相慎心底を不殘可申談事。
一 御用之儀被仰出無之以前、外江江もらし申間敷候、勿論御隱密之儀は年寄共江江申間鋪事。
一 御一門方始諸大名不依誰人奉對御爲以惡心申合一味仕間敷事。
右之條々雖爲一事、於致違犯者、

罰文

年號月日

老中不殘

立合之大目付壹人以下略

○ 徳川幕府諸役人ノ起請前書ノ事ハ、官位部徳川氏職員總載篇誓詞條ニ、乗物御免起請ノ事ハ、器用部駕籠篇乗物駕籠願條ニ在リ、並ニ參看スベシ、

〔書札拔要集〕一起請文書様之事附女中誓紙之事

箇條多き時は、發端之作りに、敬白起請文前書の事と書、一色之時も、敬白起請文前書と計書キ、事の字を書ぬ也、女中も同文言、男は行字に書神おろしは楷真也、女中は行草ませ書神おろしは行文字也、ケ條多き時は、右條々と書、一ケ條の時は、右於相背者と書、扱白紙の上へ牛王を繼ぎ、其繼目へ掛て梵天帝釋を書也、

一 牛王讀やう血判之事

牛王を裏がへして、前の紙の上へ横に張り書也、血判も男は左の薬指の血を付ル、女は右の薬指の血を付る、先牛王をいたゞき、自筆にて名乗判形を書、小刀にて指をやぶり、上血をしほり取、二番目の血を小刀の先ニ付、名乗の判形の間に付る也、女は名の下に付る、

〔地方落穂集〕七 誓詞文言并 罪文認方故實之事